

茨城県報

号外第352号

昭和55年12月25日

木曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目 次

告 示

●道路の区域変更, 道路の供用開始 (22件) (道路維持課) 1

公 告

●開発行為の工事完了 (12件) (建築指導課) 11

●道路位置の指定 (") 13

告 示

茨城県告示第1769号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和55年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和55年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水海道取手線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡谷和原村大字成瀬 字成瀬899番地から	旧	メートル 最大 11.00	メートル 88.00	
		最小 6.00		
筑波郡伊奈村大字豊体字豊体 1420番地まで	新	最大 18.00	88.00	かねうち橋架換及び 迂回路設置のための 区域変更
		最小 10.40		
		最大 7.00	95.00	
		最小 7.00		

茨城県告示第1770号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、昭和55年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

昭和55年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県 道 水海道取手線
- 2 供用開始の区間
 筑波郡谷和原村大字成瀬字成瀬899番地から
 筑波郡伊奈村大字豊体字豊体1420番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和55年12月25日

茨城県告示第1771号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和55年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

昭和55年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 日立大子線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
日立市東河内町字落合 1816番地から	旧	最大 <small>メートル</small> 7.00	50.00	
		最小 5.00		
日立市東河内町字落合 1812番地まで	新	最大 7.00	50.00	油ヶ崎橋架換に伴う 迂回路設置
		最小 5.00		
		最大 8.00	60.00	
		最小 4.00		

茨城県告示第1772号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、昭和55年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

昭和55年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県 道 日立大子線
- 2 供用開始の区間
日立市東河内町字落合1816番地から
日立市東河内町字落合1812番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和55年12月25日

茨城県告示第1773号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和55年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和55年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 土浦野田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
岩井市大字神田山字堤下 3463-2番地から	旧	メートル 最大 23.00	メートル 200.00	
		最小 7.00		
岩井市大字辺田字大六天 388-4番地まで	新	最大 23.00 最小 12.25	200.00	江川橋架換工事及び 迂回路設置のための 区域変更
		最大 38.50 最小 10.00	205.00	

茨城県告示第1774号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和55年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和55年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県 道 土浦野田線
- 2 供用開始の区間
岩井市大字神田山字堤下3463-2番地から
岩井市大字辺田字大六天388-4番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和55年12月25日

茨城県告示第1775号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和55年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和55年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大子黒羽線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡大子町大字下金沢 字萩田85-1番地から	旧	メートル 最大 15.00	メートル 340.00	
		最小 5.00		
久慈郡大子町大字上金沢 字堀越平141番地まで	新	最大 28.00 最小 10.00	320.00	大門橋架換による区域変更

茨城県告示第1776号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和55年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和55年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道 大子黒羽線
- 2 供用開始の区間
久慈郡大子町大字下金沢字萩田85-1番地から
久慈郡大子町大字上金沢字堀越平141番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和55年12月25日

茨城県告示第1777号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和55年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和55年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大子那須線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡大子町大字上野宮 字本宮1089番地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 11.80	289.00 <small>メートル</small>	
		最小 4.00		
久慈郡大子町大字上野宮 字戸部2825—2番地先まで	新	最大 <small>メートル</small> 11.80	289.00	戸部橋架換による区域変更
		最小 4.00		
		最大 <small>メートル</small> 21.00	280.00	
		最小 4.00		

茨城県告示第1778号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和55年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和55年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道 大子那須線
- 2 供用開始の区間
久慈郡大子町大字上野宮字本宮1086—3番地先から
久慈郡大子町大字上野宮字戸部2840—3番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和55年12月25日

茨城県告示第1779号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和55年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和55年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 茨城岩間線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
西茨城郡岩間町大字安居 字下安居1466—1番地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 10.00	1,354.00 <small>メートル</small>	道路改良工事による区 域変更県道石塚石岡線 との重用延長365 m
		最小 5.00		
西茨城郡岩間町大字安居 字東山99番地先まで	新	最大 10.00	1,354.00	
		最小 5.00		
		最大 36.00	1,535.00	
		最小 8.00		

茨城県告示第1780号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和55年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和55年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県 道 茨城岩間線
- 2 供用開始の区間
西茨城郡岩間町大字安居字清水731—5番地先から
西茨城郡岩間町大字安居字東山99番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和55年12月25日

茨城県告示第1781号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和55年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和55年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 藤沢豊里線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡新治村大字藤沢字本町 1303—1番地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 11.00	3,500.00 <small>メートル</small>	
		最小 4.80		
新治郡新治村大字田土部 字芳山627—1番地先まで	新	最大 11.00	3,500.00	道路改良工事による 区域変更
		最小 4.80		
		最大 35.00	2,164.73	
		最小 11.00		

茨城県告示第1782号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和55年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和55年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県 道 藤沢豊里線
- 2 供用開始の区間
筑波郡筑波町大字下大島字表901—1番地から
新治郡新治村大字田土部字芳山627—1番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和55年12月25日

茨城県告示第1783号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和55年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和55年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道 路 の 種 類 県 道
- 2 路 線 名 成田小見川鹿島港線
- 3 道 路 の 区 域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡神栖町大字息栖 字フジキ3043番地から 鹿島郡神栖町大字筒井 字大沼後1666—1番地先まで	旧	メートル 最大 10.00	メートル 3,700.00	
		最小 4.50		
鹿島郡神栖町大字息栖 字フジキ3043番地から 鹿島郡神栖町大字筒井 字大沼後1666—1番地先まで 鹿島郡神栖町大字息栖 字フジキ3043番地から 鹿島郡神栖町大字筒井 字北割山1653—1番地まで	新	最大 10.00	3,700.00	道路改良工事施工に 伴う区域変更
		最小 4.50		
	最大 40.00	2,888.00		
	最小 25.00			

茨城県告示第1784号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和55年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和55年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦江戸崎線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡江戸崎町大字月出里 字稲荷下126—4番地先から	旧	メートル 最大 17.40	メートル 3,648.00	
		最小 6.00		
稲敷郡江戸崎町大字時崎 字西口862—1番地先まで	新	最大 17.40	3,648.00	道路改良工事による 区域変更
		最小 6.00		
		最大 26.00	3,627.00	
		最小 12.70		

茨城県告示第1785号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和55年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和55年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 千葉竜ヶ崎線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
竜ヶ崎市長沖新田町 30番地2号地先から 竜ヶ崎市寺後町3646番地先まで 竜ヶ崎市長沖新田町 30番地2号地先から 竜ヶ崎市川原代町5612番地 5号地先まで	旧	メートル 最大 19.00 最小 6.00	メートル 1,707.00	
		最大 59.00 最小 29.00	856.00	
竜ヶ崎市長沖新田町 30番地2号地先から 竜ヶ崎市寺後町3646番地先まで 竜ヶ崎市長沖新田町 30番地2号地先から 竜ヶ崎市馴柴町三区 668番地先まで	新	最大 19.00 最小 6.00	1,707.00	道路改良区間延長による区域変更
		最大 91.00 最小 23.00	1,304.00	

茨城県告示第1786号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和55年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和55年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 江戸崎阿見線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡江戸崎町大字愛宕下 甲2132—3番地先から	旧	メートル 最大 9.30 最小 6.50	メートル 889.00	
		最大 9.30 最小 6.50	889.00	
稲敷郡江戸崎町大字犬塚 字於山下23—1番地先まで	新	最大 107.50 (取付部) 最小 12.50	1,130.00	道路改良工事による区域変更

茨城県告示第1787号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和55年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和55年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦江戸崎線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡江戸崎町大字沼田 字鍛冶屋1117番地先から	旧	メートル 最大 11.00	メートル 1,095.00	
		最小 4.90		
稲敷郡江戸崎町大字江戸崎 字西町後2085—3番地先まで	新	最大 11.00	1,095.00	
		最小 4.90		
	最大 106.60 (取付部)	1,138.00		
	最小 12.30			

茨城県告示第1788号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和55年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和55年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山方大宮線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡大宮町大字辰ノ口 2079番地先内	旧	メートル 最大 7.00	メートル 247.20	
		最小 5.00		
新	最大 7.00	247.20		
	最小 5.00			
最大 14.00	240.00			
最小 5.00				

茨城県告示第1789号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和55年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和55年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 路 線 名	2 供 用 開 始 の 区 間	3 供用開始の期日
笠間常陸太田線	笠間市大字大橋字細内2184—4番地から 笠間市大字大橋字権現台1402—1番地まで	昭和55年12月25日
	東茨城郡常北町大字下古内字小滝沢 2245—1番地から 東茨城郡常北町大字下古内字仲道前 945番地まで	昭和55年12月25日

公 告

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和55年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

勝田市馬渡字中宿西3455

2 事業主の住所及び氏名

勝田市泉町2番12号

勝田市農業協同組合

組合長理事 黒 沢 威

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

谷田部町稲岡迎山731—3

2 事業主の住所及び氏名

東京都渋谷区東三丁目12番18号

東亜電機工業株式会社

代表取締役 大 山 キミエ

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡内原町有賀字寺家脇1071番1, 同番2, 1072番2, 1074番3

2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡内原町有賀1071

宗教法人 慈 眼 寺

代表役員 門 脇 良 和

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

日立市諏訪町字山田1087番 1

2 事業主の住所及び氏名

日立市西成沢町 3 丁目 3 の10

(有) 鮎川工業所

代表取締役 横 田 吉 憲

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

新治郡桜村倉掛字新田1213番 7, 1215番 3

2 事業主の住所及び氏名

東京都千代田区大手町 1 丁目 7 番 2 号 (サンケイビル新館)

モービル石油株式会社

代表取締役会長兼社長 エフ・アダムス・ジュニア

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

真壁郡明野町大字宮後字駒込19番16, 同番17

2 事業主の住所及び氏名

東京都品川区荏原 3 の 5 の 3

ポパイ食品工業株式会社

代表取締役 小 川 薫

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 (第7工区)

北茨城市中郷町潮見ヶ丘 8 丁目103番 4 の一部, 110番 5 から同番 6, 1231番, 1255番, 同番 2, 1258番71, 1259番157

2 事業主の住所及び氏名

東京都千代田区内幸町 1 丁目 3 番 6 号

日本新都市開発株式会社

取締役社長 金 成 増 彦

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡猿島町大字山宝ヶ崎2846番36, 同番37, 同番50, 2850番, 字入沼2847番 1, 2848番 1, 2849番, 2851番, 2853番 1

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡猿島町大字逆井2585

猿島町農業協同組合

組合長理事 倉 持 義 之

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

行方郡潮来町大字潮来字潮来前6050番の2

2 事業主の住所及び氏名

千葉県佐原市扇島819番

高 安 四 郎

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡牛久町刈谷5丁目11番1, 同番2, 同番3

2 事業主の住所及び氏名

東京都千代田区外神田3丁目12番9号

日通不動産株式会社

取締役社長 島 英 一

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字若栗字外降木576番9の一部, 同番12の一部, 同番27, 同番36の一部, 同番37, 同番38

2 事業主の住所及び氏名

東京都新宿区西新宿1丁目18番13号

富士商事株式会社

代表取締役 大久保 藤

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和55年12月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 日 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
竜土木指令 第784号	55.12.1	三幸建設株式 会社 代表取締役 海老原初江	北相馬郡藤代町 大字片町 309番1	北相馬郡藤代町大字 木字下組871番4, 同番5	メートル 4.00	メートル 34.00
水土木指令 第1158号	55.12.13	榊原 志津	勝田市市毛1814	勝田市市毛原坪 814-8, 同番9, 同 番11, 同番12, 同番13	4.00	58.65
潮土木指令 第452号	"	大林 義広	東京都豊島区 東池袋1丁目 25番9号	鹿島郡大野村大字 荒野字前山1385-2 鹿島郡大野村大字 荒野字鶴久保1386-8	4.40	98.04
竜土木指令 第824号	55.12.15	小泉ともえ	北相馬郡藤代町 谷中117	北相馬郡藤代町谷中 字本田44番5	4.00	7.00

" 第825号	"	小笠原俊郎	取手市寺田 3420番1	取手市寺田字駒場3423 番2, 同番5	4.86	25.20
" 第826号	"	岡田 正治	竜ヶ崎市4228番	竜ヶ崎市字古城3137番 1の1部, 3163番3の 1部	4.00	35.70
境土木指令 第546号	55.12.16	関根 総一	猿島郡境町 1611番	猿島郡境町字坂花 1452番1, 同番80, 同番82, 同番83, 同番 84, 同番86	4.00	63.22
" 第547号	"	関 利夫	" 総和町 大字葛生1635番	" 総和町大字駒羽 根字下溜1079番3	4.00	33.05
" 第548号	"	三和ホーム販 売(株) 代表取締役 木村 宗一	東京都千代田区 九段南4丁目 5番11号	" 三和町大字仁連 字江口道南2175番2, 同番3	4.00 4.00	75.23 74.23
下土木指令 第889号	"	鈴木己代治	水海道市淵頭町 4567番	水海道市山田町 字八間1092番3	4.00	24.00
" 第891号	"	片野 英夫	" 森下町 3873番	" 森下町字森下 3872番13, 3873番2, 同番6	4.00	35.00

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1,200 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所